



自分のため・・・  
将来のため・・・  
家族のため・・・  
成年後見制度を活用しましょう!!

## 成年後見制度とは?

認知症や知的障がい、精神障がいなどの理由で自分で判断することが難しい方々を支援する制度で、家庭裁判所から選ばれた「後見人」、「保佐人」「補助人」が本人に代わって、財産管理、様々な協議、契約等を行います。

## 成年後見には2種類あります。

### 「法定後見」・・・

ご本人の判断能力が低下した状況で、  
後見が必要と認められた場合に家庭裁判  
所が後見人等を選任し行われるものです。



ご本人の状況に応じて「後見」「保佐」「補助」の3つがあり、それぞれ後見人、保佐人、補助人として、契約、同意、契約などの法律行為の取り消しを行い、ご本人を保護・支援します。

身内の方等（4親等以内）からの「申立て」によって、必要と認められた場合に開始されます。申立する親族等がない場合は、村長が申し立てすることがあります。

### 法定後見制度の3種類

区 分	後見（こうけん）	保佐（ほさ）	補助（ほじょ）
対象となる方	判断能力がまったくない方	判断能力が著しく不十分な方	判断能力が不十分な方
成年後見人等が同意又は取り消すことができる行為	原則としてすべての法律行為	借金、相続の承認など法律で決められている行為、申立てにより裁判所が定める行為	申立てにより裁判所が定める行為
成年後見人等が代理することができる行為	原則としてすべての法律行為	申立てにより裁判所が定める行為	申立てにより裁判所が定める行為

#### 「任意後見」・・・

ご本人に十分な判断能力があるうちに、判断能力が不十分な状態になった時に備え、あらかじめ自分が選んだ代理人（任意後見人）に生活や療養看護、財産に関する事務の代理権を与える契約を公正証書で結んでおく制度です。自分が選んだ代理人に、自分がしてほしいことを契約で決めておくことができるため、判断能力が低下し、後見が開始された後、自分の好みや考え方をよく知っている方に代理人をしていただくことができる良さがあります。なお、後見が開始される時に、後見人が適正に業務をしているかどうか確認するため、裁判所が後見監督人を選任します。

いずれの場合も、後見人は後見を受ける方に対して直接福祉サービス等を行うのではなく、それらのサービスを受けるための手続（契約等）や財産の管理、必要な協議の代理を行います。

成年後見制度について知りたいときは、下記のお問い合わせ先まで気軽にご相談ください。

（お問い合わせ先） 更別村保健福祉課 電話：53-3000

さらべつ成年後見センター 電話：53-3500

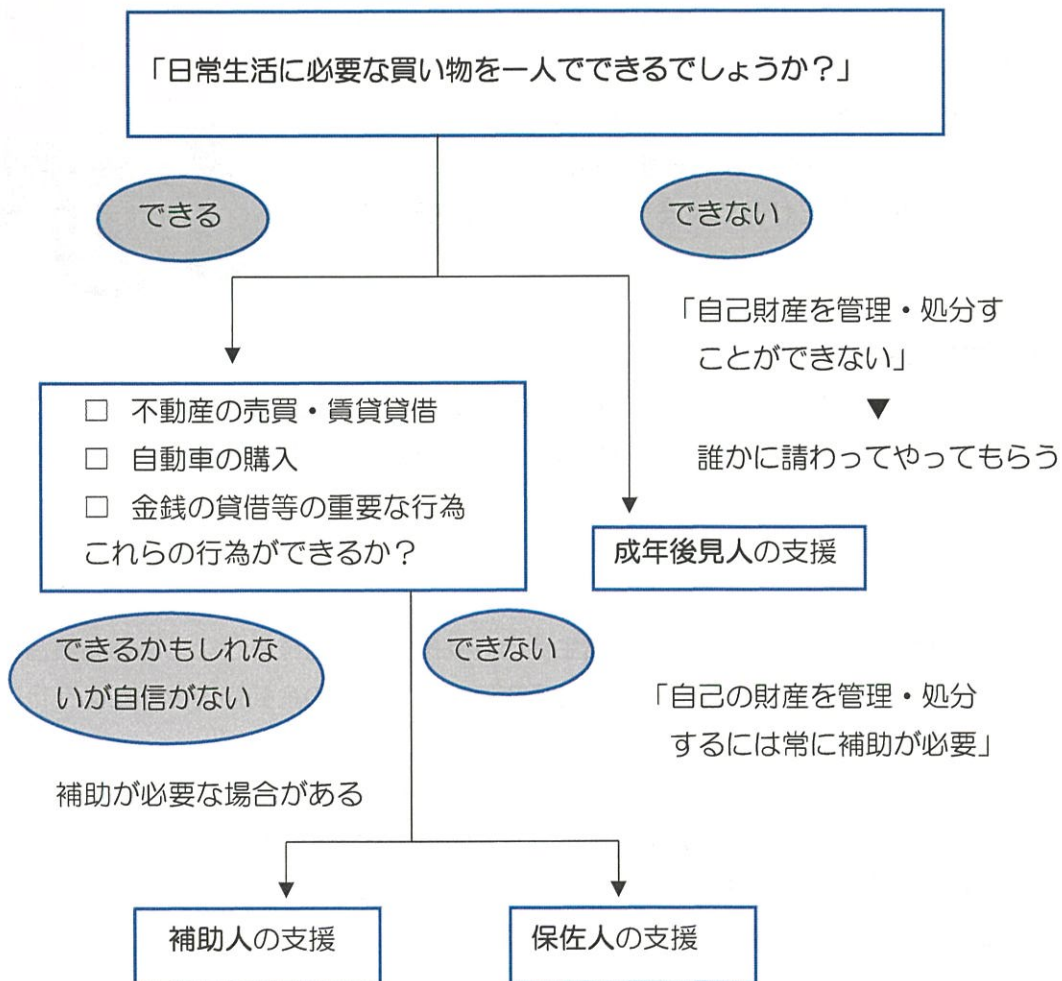
# ご存じですか 成年後見制度

## 更別村成年後見センター

— 成年後見制度・日常生活自立支援 —

認知症の高齢者など、判断力が不十分な人を支える後見制度が始まって20年になります。これからの生活に不安や悩みを感じている人、身近な場所で気にかかる人はいませんか？

認知症や障害などで、判断力が不十分な人が不利益を被らないために、法律面や生活面で保護や支援する人をつけてもらう制度です。判断能力の程度の違いによって、「補助」、「保佐」、「後見」と支援の内容が異なります。



## 成年後見制度の利用を応援します！

お買い物がひとりでできない場合、あるいは自分の財産を管理・処分することが困難である場合、誰かに代わってやってもらうことが考えられます。その時必要とされる支援が、成年後見人です。財産に関するすべての法律行為を本人に代わって行います。

お買い物はできるが、不動産の売買・賃貸貸借、自動車の購入、金銭の貸借などの重要な行為ができるかもしれないけど自信がない場合、補助が必要な場合があります。補助人は、自己の財産を管理・処分するには補助が必要な場合がある人の支援を行います。常に補助が必要な人は、保佐人が支えます。

### 成年後見人とは？

成年後見は、家庭裁判所に選任された後見人が、本人に代わって、預貯金の管理のほか、様々な契約行為を行う制度です。本人の状況に応じて、介護や福祉、医療サービスの組み合わせを考え、適切なケアを受けられるようにします。本人の判断力が十分なうちに将来の判断能力の低下に備え、あらかじめ後見人や支援してもらう内容などを本人の希望にそって決めておく任意後見制度の利用も考えられます。

その内容は公証役場で公正証書による契約として東京法務局に登記します。



### 日常生活自立支援事業

判断能力が低下している方に対し、市町村社会福祉協議会の生活支援員が定期訪問し、福祉サービスの利用援助や日常の金銭管理サービスなどを行います。成年後見制度への移行もスムーズです。

### 安心お預かりサービス事業

更別村社会福祉協議会の独自事業です。日常生活自立支援事業の対象外となる高齢者集合住宅などの入居者で、同じく判断能力に不安がある方に対して日常の金銭管理サービスを行います。

ご相談、お問い合わせは「更別成年後見センター」☎0155-53-3500  
もしくは介護や福祉の総合窓口「更別地域包括支援センター」  
(更別村役場保健福祉課)☎0155-53-3000 へ